平成２１年（フ）第２４０３２号
大阪府枚方市養父東町９―22
債務者　亀島　雅美
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４０３３号
東京都八王子市南大沢３丁目４－３―403
債務者　小林　康治
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４０３７号
千葉県八千代市高津850―195―204
債務者　矢野　美律
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４０３８号
沖縄県宜野湾市大謝名４丁目４－７―202
債務者　神谷　京子（旧姓大城）
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４０３９号
岩手県奥州市水沢区字柳町31
債務者　佐藤みち子
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４０４０号
長野県中野市大字篠井98―９
債務者　仮屋　慶一
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４０４１号
鹿児島県鹿児島市甲突町21―28―809、住民票上の住所富山県富山市本郷町26―７　セサミ本郷Ⅱ202
債務者　安倍　芳弘
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４０４２号
北海道旭川市東光12条４丁目１－９―201
債務者　高橋　保隆
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４０４３号
愛媛県松山市北梅本町甲660―３―201
債務者　清水　真琴（旧姓高市）
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４０４４号
茨城県水戸市吉沢町74―３　斉藤住宅２号
債務者　富田　慈子（旧姓石野）
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４０４５号
大阪府吹田市川園町60―３―305
債務者　渡邉　玲子
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４０４６号
北海道旭川市東光１条６丁目１－３　ルミネ１－６―201
債務者　佐藤　　紫
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４０４７号
三重県伊賀市桐ケ丘１丁目257
債務者　濱野奈々子
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４０４９号
茨城県ひたちなか市大字田彦1392―３－B―201
債務者　奈村　敦子
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４０５０号
沖縄県名護市城１丁目13―15―202
債務者　日高　守彦
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部